

青森県教育委員会第318回臨時会会議録

1 期 日 令和2年2月19日（水）

2 開 会 午後3時20分

3 閉 会 午後3時39分

4 場 所 教育庁教育委員会室及び教育委員室

5 議事目録

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 市町村立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 県立学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第4号 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第5号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第6号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について・・・・原案決定
- 議案第7号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議の設置について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
豊川委員、中沢委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
（非公開の会議に付き記録別途）

議案第 2 号 市町村立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 3 号 県立学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 4 号 青森県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について

(長内学校教育課長)

この度の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の整理を行うものであり、当該規則で引用している法律の条項を「第 47 条の 6」から「第 47 条の 5」に改めるものである。なお、施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日である。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 4 号については原案のとおり決定する。

議案第 5 号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について御説明する。この度の改正は、教育職員免許法の一部改正に伴う所要の整理を行うため、提案するものである。概要としては、教育職員免許法の一部改正により、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る幼稚園教諭免許状授与の要件を緩和する特例期間が 5 年間から 10 年間に延長され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係規定を改正するものである。なお、改正後の規則は、教育職員免許法の一部改正の施行に合わせ、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 5 号については原案のとおり決定する。

議案第 6 号 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則案について御説明する。

1 の提案理由であるが、県立学校の教職員の公務旅行等に係る届出の要件の見直しに伴う所要の整備を行うため提案するものである。

2 の概要であるが、県立学校の教職員の負担軽減を図るため、学校又は教職員が行う届出の要件を見直すこととし、所要の整備を行うものである。

具体的な見直しの内容を御説明する。

まず、①の公務旅行については、これまで校長の5日以上にわたる旅行及び所属職員の7日以上にわたる旅行を届出の対象としてきたが、今後は校長の5日以上にわたる県外旅行のみを届出の対象とする。

次に、②の私事旅行については、これまで全ての職員の5日以上にわたる旅行を届出の対象としてきたが、今後は校長の8日以上にわたる外国旅行のみを届出の対象とする。

次に、③の校外における学校行事については、宿泊を伴うもののみを届出の対象とするほか、対外競技への参加については、教育委員会への届出を廃止する。

なお、昨年度の実績で勘案すると、これらの見直しにより、年間で1,700件余りあった届出のうち、9割以上の届出が不要となることから、県立学校の教職員の負担軽減につながるものとする。施行期日は、速やかに負担軽減を図る観点から、改正後の規則は、公布の日から施行するものである。

(野澤委員)

規則案について、異議はないが、不測の際の緊急連絡等の対応についてはどのように考えているのか。

(早野教職員課長)

今回の改正に伴い、県外への競技参加届など教育委員会への届出が必要なくなるものであるが、届出を廃止した後も各学校において自校生徒の対外競技への参加状況を確実に把握し、不測の事態が発生した際には迅速に対応できる態勢を整えるよう指導することとしている。その他についても、まずは学校長が職員の動静等をしっかりと把握するように様々な機会を捉えて指導等していきたい。

(和嶋教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

議案第7号 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案について

(早野教職員課長)

学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則の一部を改正する規則案について御説明する。

1の提案理由であるが、結核性疾患精密検査証明書等の様式の改正を行うため提案するものである。2の概要であるが、学校職員が、結核性疾患による病気休暇を受けようとする場合や、休職を願い出ようとする場合等に提出することとしている結核性疾患精密検査証明書等の様式について、現行の様式には、病気休暇・休職を要する期間や出勤・復職可能日の記入が必要であることが明記されていなかったことから、これらの情報を記載させるための欄を新たに設けるほか、所要の整備を行うものである。なお、改正後の規則は、令和2年4月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号については原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議の設置について

(古川高等学校教育改革推進室長)

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議の設置について御説明する。
会議資料の17ページを御覧いただきたい。

「1 設置目的」について、この検証会議は、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の策定に当たり、平成28年8月に策定した、その基本的な考え方を示す青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について改めて確認し、必要に応じて見直しを図るため、設置するものである。

「2 設置期間」については、本年5月までとし、「3 委員構成」については、本基本方針は「青森県立高等学校将来構想検討会議答申」を踏まえていることから、同会議委員の中から選定することとしている。

「4 検証計画案」については、現在推進している県立高等学校教育改革の進捗状況やその課題等について確認していただくこととしている。

なお、「5 その他」にもあるように、会議は公開で行うこととしている。

今後も県立高等学校教育改革については、あらゆる機会を捉え、様々な御意見をいただきながら検討を進めていく。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議の設置については、青森県教育委員会として了解した。